

# 医療経営支援課

## 1. 医療法人の事業報告書等の届出事務・閲覧事務のデジタル化について

### 【医療法人の事業報告書等のアップロードによる届出について】

- 医療法第 52 条第 1 項に基づき、医療法人が毎会計年度終了後 3 月以内に都道府県知事に届け出ている事業報告書等（※）について、令和 4 年度から、令和 4 年 3 月 31 日以降の日を決算日とする医療法人においては、G-MIS（ジーミス）を利用した電子媒体での届出が可能となる。

（※）医療法第 51 条第 1 項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、同項第 2 号に掲げる監事の監査報告書及び同項第 3 号の公認会計士等の監査報告書

- 今後、具体的には、G-MIS による医療法人の事業報告書等の届出にあたって、
  - ・ 先に、都道府県担当者に調査した医療法人の基礎情報を G-MIS に登録した上で、
  - ・ G-MIS にログインするための ID とパスワードを、アップロードによる届出を希望する医療法人に対して、令和 4 年 4 月以降、圧着はがきにより順次、発送する予定としている。
- アップロードによる届出を希望しない医療法人は、引き続き紙媒体による届出も可能であるが、その後に当該医療法人がアップロードによる届出を希望した場合には、随時、ログイン ID とパスワードを発行するため、都道府県におかれては、継続的にアップロードによる届出を希望した医療法人の情報を国に御報告いただくよう、御協力をお願いしたい。

### 【医療法人の事業報告書等の電子的な閲覧について】

- 医療法人の事業報告書等は、医療法第 52 条第 2 項に基づき都道府県知事が閲覧に供することとされているが、この閲覧方法について、令和 5 年度からは都道府県のホームページ等における閲覧に改正する予定である。
- 都道府県におかれては、事業報告書等を閲覧に供するためのホームページ等の準備をお願いするとともに、閲覧者等にかかる事務手続きについても、これまでどおり都道府県の実情に沿った適切な取扱いをお願いしたい。

- 引き続き紙媒体での届出を希望する医療法人の事業報告書等については、国が委託した事業者が一時的に預かり、PDF媒体やエクセル媒体に加工した上で、紙媒体とともにお返しすることとしている。  
都道府県におかれては、G-MISに届け出られた事業報告書等と、紙媒体の事業報告書等を電子化したものを合わせた上で、都道府県のホームページ等において閲覧に供していただくことをお願いしたい。
- なお、国の委託業者については、令和4年6月中までに決定したいと考えており、紙媒体の事業報告書等を電子化するスケジュールも含めた具体的な取り扱いについて、それまでにお示ししたいと考えている。
- これらの手続きのデジタル化によって、医療法人と都道府県における事務負担の軽減に資するものと考えているため、御理解と御協力をお願いしたい。

(1) 事業報告書等の届出事務のデジタル化

- 令和3年4月～翌年3月末を会計年度とする医療法人の事業報告書等（令和4年6月末が届出期限）以降の事業報告書等について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）への電子媒体のアップロードによる届出を可能にするため、必要な省令改正等を行う。
- 当面、従来どおり紙媒体による届出も可能としつつ、届け出られた紙媒体は国が委託した事業者が都道府県から紙媒体を入手して電子化を行い、都道府県に電子データを提供する。これらにより全国の医療法人の事業報告書等の情報を全て電子化された状態で国に蓄積し、全国規模のデータベースを構築・活用。

(2) 事業報告書等の閲覧事務のデジタル化

- (1) で電子化した事業報告書等のデータを都道府県のホームページ等において閲覧を可能とする。

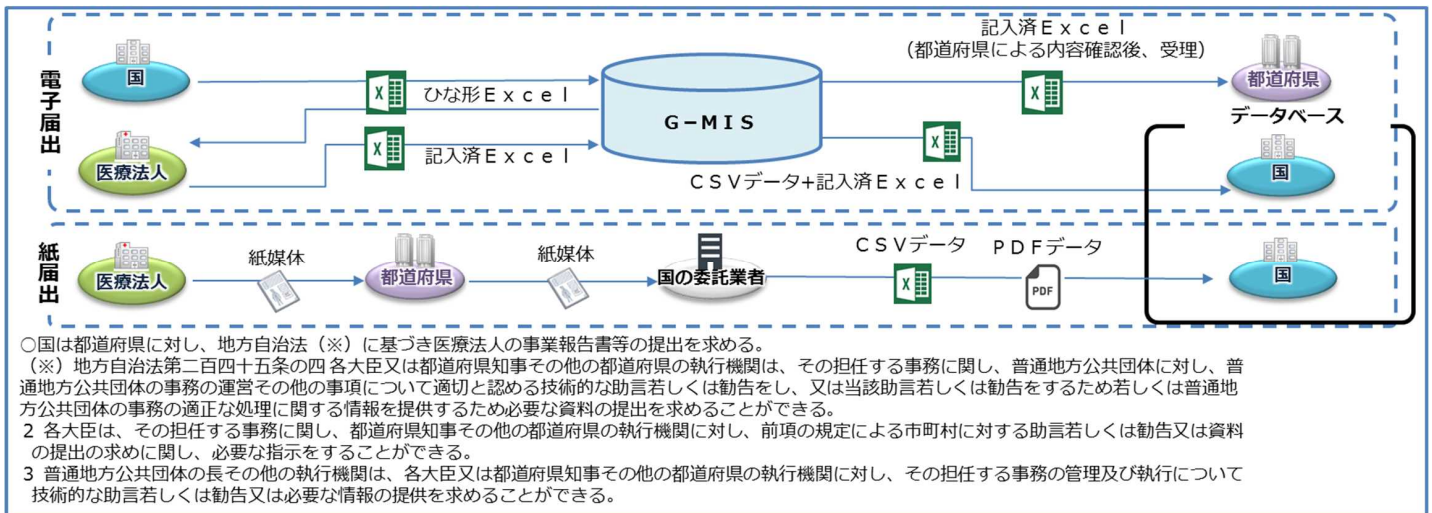
➔ 以上のデジタル化とデータベースの構築により、**医療法人及び都道府県等に係る事務負担の軽減**を図るとともに、国や都道府県において経営実態を把握し、**より適切な支援や指導等への活用**を可能とする。

※ 地域医療連携推進法人についても同様の対応を行う。

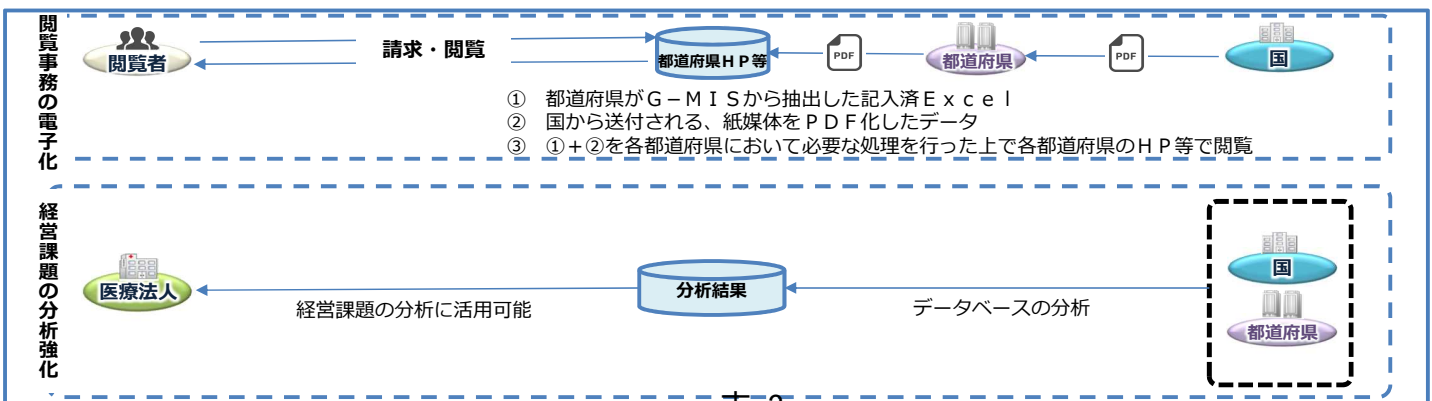
	10月～12月	1月～3月	R4年度 4月～6月	7月～12月	1月～3月	令和5年度～
システム改修	G-MIS改修					
省令改正	医療法施行規則改正					
事業報告書等アップロードによる届出				事業報告書等のアップロードによる届出 従来通り、紙媒体で届け出た事業報告書等の電子化（入力等）		
都道府県等HPでの閲覧						都道府県HP等での閲覧
データベース			令和4年度以降にアップロードにより届け出られたデータおよび紙媒体で届け出られたものを電子化したデータをデータベースとして蓄積・活用			

(参考1) 事業報告書等の届出事務・閲覧事務のデジタル化のイメージ図

(1) 届出事務のデジタル化のイメージ図



(2) 閲覧事務のデジタル化のイメージ図



## (参考2) 医療法人及び事業報告書等の概要

### 【医療法人の概要】

- 医療法人は、医療法に基づく社団又は財団たる非営利法人  
(R3.3.31時点：56,303法人(社団55,931、財団372))
- 運営に関する指導監督や許認可は、都道府県知事が実施
- 本来業務(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の運営)のほか、保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務が実施可能

### 【医療法人の事業報告書等】

- 健全な運営を確保するため、医療法人は毎会計年度終了後、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書その他の書類を作成し、都道府県に届出。
- 医療法人の運営の透明性を確保するため、都道府県は、届出のあった事業報告書等や監査報告書等について請求があった場合には、これを閲覧に供さなければならない。

事業報告書等区分	内容
1. 事業報告書	医療法人の概要(名称、所在地及び役員名等)及び事業の概要(開設する病院等及び附帯業務その他の状況)
2. 財産目録	負債も含めた法人の財産の状況を記載
3. 貸借対照表	法人の事業年度末における資産とこれに対応する負債及び純資産
4. 損益計算書	法人の事業年度中における収支状況
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書	法人の役員又はその近親者との取引及び、取引額の多い事業者との取引等の状況
6. その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会医療法人について、医療法42条の2第1項第1～6号までの要件に該当する旨を説明する書類</li> <li>・社会医療法人債発行法人について、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書</li> <li>・医療法第51条第2項に規定する医療法人については純資産変動計算書及び附属明細表</li> </ul>

平成18年6月(平成19年4月施行)医療法改正

- ・ 事業報告書等の作成・届出を義務化
- ・ 都道府県での事業報告書等の閲覧を義務化

●事業報告書等の提出等

```

    graph TD
      A[医療法人] -- "毎会計年度終了後に事業報告書を提出" --> B[都道府県]
      B -- "請求により閲覧に供する必要" --> C[国民<br/>(閲覧請求者)]
    
```

## (参考3) 事業報告書等のデータベース化に係る政府・与党の動き

### ○ 改革工程表2020(令和2年12月18日)

- 2023年度までにアップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの検討とアップロードするデータベースの整備を行う。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
	令和2年度より実施する調査研究事業の研究結果を踏まえて検討	44. 事業所マネジメントの改革等を推進 v. 医療法人の経営状況の透明性の確保  a. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みを検討する。 b. 医療法人の損益計算書等の事業報告書等をアップロードするデータベースの整備を行う。 <厚生労働省>			

### ○ 自) 財政再建本部財政構造のあり方検討小委員会提言(令和3年5月11日)

- 2021年度分以降の医療法人の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの整備とデータベースの構築の前倒し実行
- 損益状況の施設別区分、収益の入院診療・外来診療区分、費用の主要費目区分など事業報告書等の内容の充実や「病床機能報告」等との連動のための医療機関のコード管理など事業報告書等の政策利用効果の向上の検討

### ○ 経済財政運営と改革の基本方針2021、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日)

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する。

○医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

（書類の届出）

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 事業報告書等
- 二 監事の監査報告書
- 三 第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

○医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

（事業報告書等の届出等）

第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。

2 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。

## 2. 医療法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与対策について

- 日本が加盟している FATF (Financial Action Task Force (金融活動作業部会)) では、加盟国のマネーロンダリング・テロ資金対策に関する FATF 勧告の実施状況について、FATF 事務局・その他加盟国の専門家で構成される審査団が評価を行っており、令和元年には、金融機関をはじめ、医療法人を含む NPO 等 (非営利法人) についても第四次対日相互審査が行われ、昨年 8 月には、その報告書が公表された。政府では、今般の報告書公表を契機として、今後 3 年間の行動計画を策定・公表し、強力に対策を進めていくこととしている。
- 報告書においては、NPO 等に関する優先して取り組むべき行動として、「テロ資金供与に悪用されるリスクがある NPO 等、特にリスクの高い地域で活動している NPO 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。」とされている。
- 国際展開に関する業務を行う医療法人 (以下「医療法人」という。) に関しては、「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成 26 年 3 月 19 日医政発 0319 第 5 号) により、監督庁への出資に関する事前・事後の届出及び毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書の提出等の遵守すべき事項を定めている。
- 当該通知に基づく届出及び事業報告は、医療法人の海外における活動内容を把握でき、医療法人のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に資するものであるため、FATF の対日審査報告書を踏まえて、引き続き、医療法人に対し、当該通知における遵守事項を周知・徹底に取り組んでいただくようお願いする。
- また、本年春以降、特に高リスク地域で事業を実施する NPO 等をターゲットとし、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例がとりまとめられる予定であるため、その際には、各都道府県におかれては、これらを医療法人に周知いただくとともに、引き続き、適切に指導・監督いただくよう、よろしく願います。

(参考：別紙 1)

事務連絡  
令和 3 年 8 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項の  
周知・徹底について

日本が加盟している FATF (Financial Action Task Force (金融活動作業部会)) では、加盟国のマネーロンダリング・テロ資金対策に関する FATF 勧告の実施状況について、FATF 事務局・その他加盟国の専門家で構成される審査団が評価を行っており、令和元年には、金融機関をはじめ、医療法人を含む NPO 等 (非営利法人) についても第四次対日相互審査が行われ、今般、その報告書が公表されたところです。

併せて、政府は、今般の報告書公表を契機として、今後 3 年間の行動計画 (別添) を策定・公表し、強力に対策を進めていくこととしております。

【報告書概要 (仮訳)】

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/convention/fatf/fatfhoudou\\_20210830\\_1.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_20210830_1.html)

NPO 等に関する優先して取り組むべき行動として、

- ・ テロ資金供与に悪用されるリスクがある NPO 等、特にリスクの高い地域で活動している NPO 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。

とされていることを踏まえ、貴管下の医療法人に対して下記について引き続き、ご指導いただくよう、よろしく願いいたします。

記



国際展開に関する業務を行う医療法人（以下「医療法人」という。）に関しては、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年3月19日医政発0319第5号）により、監督庁への出資に関する事前・事後の届出及び毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書の提出等の遵守すべき事項を定めているところです。

当該通知に基づく届出及び事業報告は、医療法人の海外における活動内容を把握でき、医療法人のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に資するものであるため、FATFの対日審査報告書を踏まえて、引き続き、各都道府県においては医療法人に対し、当該通知における遵守事項を周知・徹底に取り組んでいただくとともに、医療法人を適切に指導・監督いただくよう、よろしく願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111（内線 2640）

メールアドレス：iryuhoujin@mhlw.go.jp

【 改 正 後 全 文 】  
医政発 0 3 1 9 第 5 号  
平成 2 6 年 3 月 1 9 日  
最終改正 医政発 0329 第 36 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

### 医療法人の国際展開に関する業務について

「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成26年3月19日医政発0319第4号)により、医療法人の附帯業務に、「国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務」として「海外における医療施設の運営に関する業務」を追加することに伴い、今般、医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項について、下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、下記について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いします。

### 記

#### 第1 附帯業務として実施すること

本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない範囲内で行われること。

#### 第2 出資の価額

本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号)を適用し

た会計処理がされること。

ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」（平成26年3月19日医政発0319第7号）により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。

また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。出資後は、監督庁に対して、別添2の様式と出資先と出資額を証明する資料を届け出ること。

### 第3 事業報告

海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、別添3の様式による事業報告書を監督庁に提出すること。なお、監督庁は、受領した事業報告書の写しを厚生労働省に提出すること。また、医療法人は、監督庁及び厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。

### 第4 その他

社会医療法人が国際展開に関する業務を行う場合には、これ以降、収益業務ではなく附帯業務として扱い、出資の価額など本通知などで定める事項を遵守すること。

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事前）

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の価額	
他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額	
繰越利益積立金の額	

※ 適宜、財務諸表や事業内容がわかる資料などを添付してください。

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事後）

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の価額	
他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額	
繰越利益積立金の額	

※ 出資先と出資額を証明する資料（振込証書等）を添付してください。

## 国際展開に関する業務に係る事業報告書

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行っている国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 日本や現地の法令等に従って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ（現地の行政などから指導をされた場合を含む）</p> <p>問2 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ（現地の行政などから指導をされた場合を含む）</p> <p>問3 今事業年度における事業の運営状況はどうですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 黒字である                      <input type="checkbox"/> わずかに黒字である</p> <p><input type="checkbox"/> わずかに赤字である              <input type="checkbox"/> 赤字である</p> <p>問4 医療法人の本来業務の運営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行っていませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい                                      <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 今後の事業の方向性はどのような予定ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 拡大する予定                      <input type="checkbox"/> 現状維持する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小する予定                      <input type="checkbox"/> 撤退する予定</p>
平成〇年度における事業の概況について（現地法人の財務状況についても記載すること）	
今後の事業の計画について	

※ 適宜、事業報告書、現地法人の財務状況がわかる資料などを添付してください。

### 3. 持分なし医療法人への移行促進について

- 「持分あり医療法人」では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのために相続人から法人へ払戻請求が行われる可能性がある等、法人経営の安定性に課題があるため医業の継続性の観点から、また、医療法人の非営利性の徹底の観点から、平成 18 年の医療法改正において「持分なし医療法人」を原則とするとともに、従前から設立されていた「持分あり医療法人」については「持分なし医療法人」への自主的な移行を促している。
  
- 平成 26 年には、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を厚生労働大臣が認定する制度（以下「認定医療法人制度」という。）を創設し、出資者に係る相続税等の猶予・免除を受けられる税制措置や出資者の払戻請求に対応するための優遇融資を講じ、平成 29 年には医療法人に対するみなし贈与税の非課税措置を講じた。令和 3 年には認定医療法人制度を令和 5 年 9 月末まで延長し、継続して移行を促進してきている。

（参考：別紙 1）

- 各都道府県におかれては、平成 18 年の医療法改正以降、「持分なし医療法人」への移行について医療法人への指導、助言を行っていたところであるが、引き続き、移行促進に向けて、医療法人への制度周知や相談支援などについて、積極的な対応を行っていただくようお願いする。
  
- また、認定医療法人の要件には、認定から 3 年以内の移行期限が定められており、移行期限間近の認定医療法人については、今後、所管の都道府県にその旨情報共有をさせていただくこととしている。当該法人から「持分なし医療法人」へ移行するための定款変更の認可申請がなされた場合には、期限までに移行が完了するよう、適切に御対応いただきたい。

# 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長について

## 制度の概要

- 医療法人の非営利性の徹底等の観点から、平成18年の医療法改正により、持分の定めのある医療法人の新規設立は認められないこととされ、既存の法人についても、**持分の定めのない医療法人への移行を促進**してきた。
- 平成26年医療法等の改正により、**持分の定めのない医療法人への移行計画を厚生労働大臣が認定した場合の、相続税・贈与税の猶予・免除制度**を創設。（平成26年10月～平成29年9月末。平成29年改正により令和2年9月末まで延長）
- 令和2年10月以降の相続税・贈与税の税制優遇措置の3年間の延長が措置されており、この優遇措置の前提となる移行計画の認定制度についても継続する必要がある。

## 改正の内容

**移行計画認定制度の期限を令和5年9月30日までとする。**（令和3年5月28日施行）

## (参考)持分について

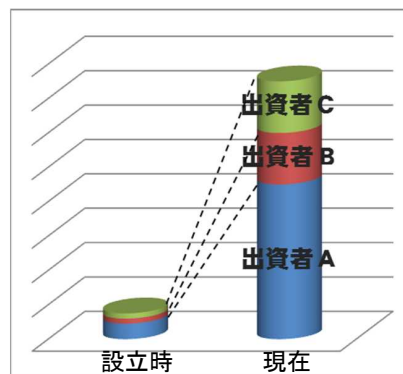
### ○持分とは

定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利（平成26年改正医療法附則）

### ○持分の価値(評価額)

医療法人の資産が50倍に増加すると持分も50倍に増加  
⇒ 出資者から請求があれば払い戻し

（持分を有する出資者Aは、退社時に医療法人に対して払戻しを求めることができる。その場合、**医療法人に9億円の支払い義務が生ずることとなる。**）



	設立時の持分 (出資額)	現在の持分
出資者A	1800万円	9億円
出資者B	600万円	3億円
出資者C	600万円	3億円

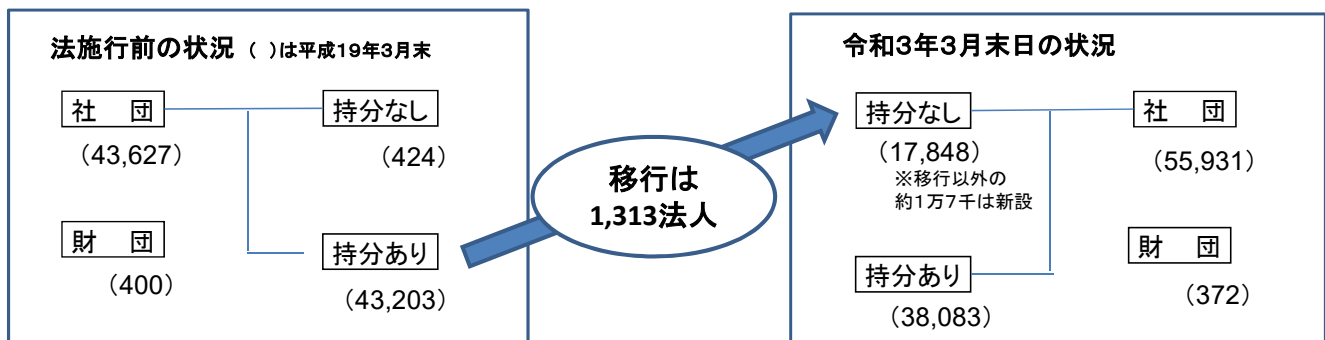
## (参考)

## 持分なし医療法人への移行数について

### ○持分なし医療法人への移行数

「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行法人は、累計1,313法人(※)

※平成18年改正医療法施行後の累計。令和3年3月末日現在。



### ○認定制度による認定件数等

認定期間	認定件数(うち特例認定)	移行件数(うち特例認定)※
旧制度による認定: H26年10月～H29年9月末日	87件(31件)	76件(31件)
新制度による認定: H29年10月～R3年3月末日現在	617件(31件)	479件(31件)
合計(特例認定の重複を除く)	673件	524件※

特例認定とは、旧制度の認定を受けた後、再度、新制度で認定を受けること

※移行件数は、令和3年5月31日までに、医療法人から移行完了の報告を受けた件数（医療法人は、移行完了後、3ヶ月以内に厚生労働大臣に定款変更を受けた報告を行うこととなっている）

参考: 平成18年改正医療法による医療法人制度改革

※ 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる、いわゆる「持分あり医療法人」については、出資者の相続に伴い払戻請求が行われるなど法人経営への影響等の課題があり、平成18年改正医療法により、新設の医療法人は「持分なし医療法人」のみを認めることとした。

※ また、平成26年には、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行を促進するため、計画的な移行に取り組む医療法人を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制優遇などを実施している(上掲表の「旧制度」)。



#### 4. 医療法人制度について

(医療法人の指導監督)

- 医療法人については、非営利性の確保をはじめ適正に運営されていることが基本となるので、医療法、医療法施行規則及び運営管理指導要綱等の関係通知に基づき、十分な指導監督をお願いする。また、医療法人に対する実地検査についても、例えば、地域医療に影響のある大規模病院を開設する等の医療法人について、医療法第 25 条に基づく立入検査の機会を利用して、5 年に 1 回程度、定期的を実施するなど、各都道府県の実況に応じて検討・対応をお願いしたい。

(外部監査の導入)

- 平成 29 年 4 月 2 日以降に始まる会計年度より、一定規模以上（※）の医療法人については、医療法第 51 条の規定に基づき、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けることが義務づけられている。対象となる医療法人において、監査の受審もれがないよう、引き続き所管の医療法人に指導をお願いしたい。

※一定規模以上の要件

① 医療法人（社会医療法人を除く。）

- ・ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上であること。

② 社会医療法人について（イ又はロに該当する法人）

- イ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 10 億円以上であること
- ロ 社会医療法人債を発行していること。

(事業報告書等の届出)

- 医療法人は、医療法第 52 条の規定により、毎事業年度、都道府県に対する事業報告書等の届出が義務付けられている。提出された事業報告書等の確認は、適正に法人運営がされていることの最低限の確認であるので、届出漏れがないよう厳正な指導をお願いする。この点については、平成 26 年 6 月 24 日に総務省の行政評価・監視において勧告された内容に基づき、当方からも通知しているので、しっかりと対応していただきたい。特に、令和 4 年 4 月以降、G-M I S へのアップロードによる届出が可能となり、アップロードによる届出を希望した医療法人については、都道府県において提出状況を網羅的に把握することができるよう、活用していただきたい。

(非医師の理事長の選出に係る認可)

- 医療法人の理事長は、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができるとされている。

この運用に関しては、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知)により技術的助言が行われており、具体的には、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には認可が行われるものである旨を示している。当該認可の取扱いについて、平成26年3月に発出した「医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に係る認可の取扱いについて」(平成26年医政指発0305第1号厚生労働省医政局指導課長通知)により、医師又は歯科医師以外の者について要件を設定して門前払いをするのではなく、しっかりと候補者の経歴等を総合的に勘案し認可について判断していただきたい旨を通知しているところであるので、引き続き御留意いただきたい。

(社会医療法人制度)

- 社会医療法人については、令和4年1月1日現在で337法人が認定を受けている(資料Ⅱ:「2.社会医療法人の認定状況について」)。各都道府県においては、社会医療法人の認定時はもとより、認定後も毎年の事業等の実施状況について、「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)に基づき、実地検査等を含め適正な審査・確認を行うようお願いする。
- 社会医療法人の認定要件のうち、救急医療等確保事業の実績について、コロナ禍において、通常とは状況が異なり要件を満たさないケースが想定されることから、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等について、令和2年2月から令和4年3月まで新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な基準値を設定している。そのうち、夜間休日救急搬送受入件数については、令和3年4月から令和4年3月の期間が含まれている場合の特例的な基準値を、令和元年と令和3年の実績を比較した減少率を反映した基準値に置き換える予定のため、その適正な運用について引き続き御協力をお願いする。

- また、このほかにも、都道府県知事は社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取り消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、社会医療法人が救急医療等確保基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ、都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができる規定がある。

新型コロナの感染の動向や当該法人を含めた地域の医療提供体制は地域により異なり、各法人における医療機関が行う救急医療等確保事業への影響も法人ごとに異なることから、税制改正による全国一律の特例的な基準値での対応のみでは対応が困難であることも想定される。

そのため、各都道府県においては、救急医療等確保事業基準を満たさない法人がある場合において、新型コロナの影響によると考えられる場合には、当該法人に対し、猶予を与え、地域医療に混乱が生じないよう適切に対応いただくようお願いする。

(特定医療法人制度)

- 特定医療法人制度について、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」(平成15年厚生労働省告示第147号)第2号イに定める医療施設の基準を満たしている旨の証明手続きに関して引き続き御協力いただくようお願いする。

(医療法人の附帯業務)

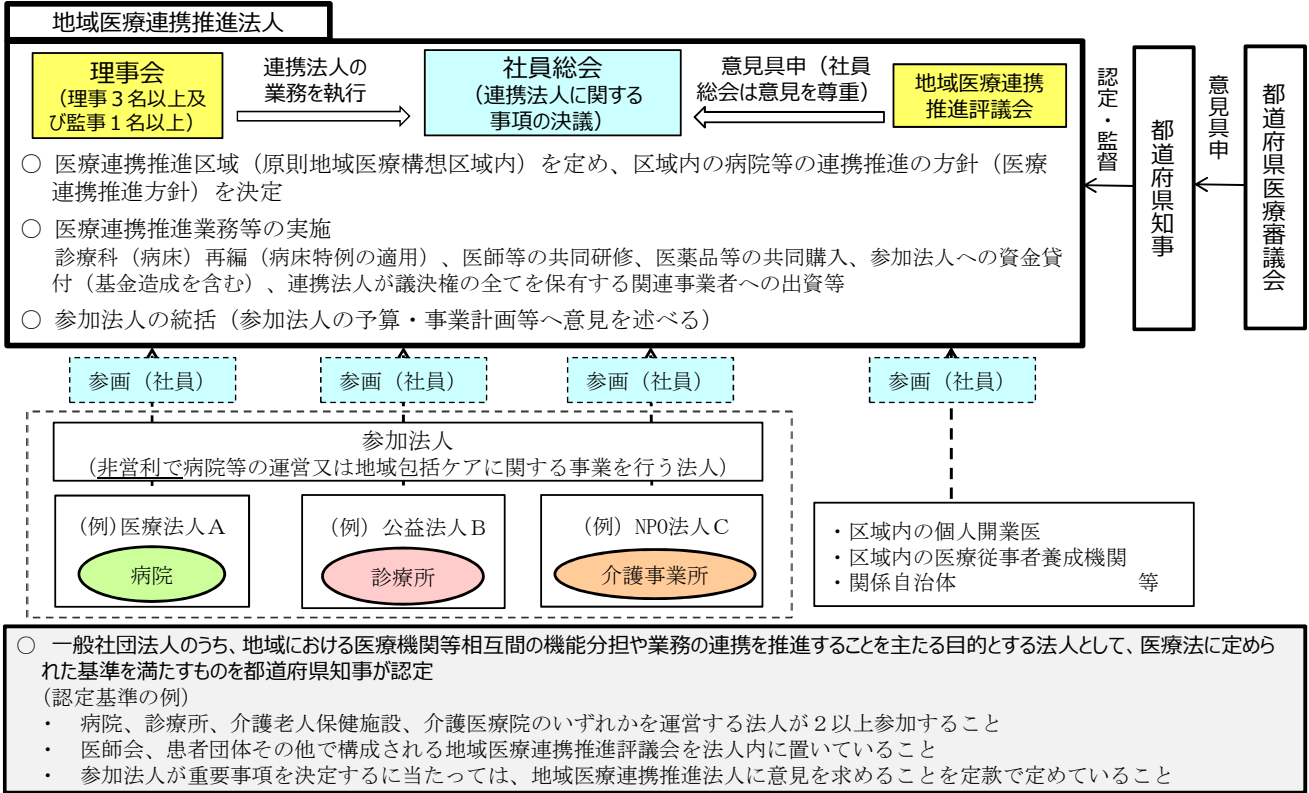
- 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障がない限り、医療法第42条第1項各号で規定する業務を附帯業務として実施することができるが、本年2月に、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)を改正し、第6号業務に「㉔医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第14条第1項に規定する医療的ケア児支援センター」を追加しているため、その適正な運用に御協力をお願いする。

## 5. 地域医療連携推進法人制度について

- 全国の地域医療連携推進法人数は、令和4年1月1日時点で、30法人となっている。当該法人制度は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設されたもので、複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保することを目的としている。  
各都道府県においては、当該法人制度について、地域医療構想を達成するための選択肢として、必要に応じ御活用いただきたい。
  
- 地域医療連携推進法人の取組等については、適宜、当課から都道府県に情報提供してまいりたい。また、当課から四半期毎に地域医療連携推進法人の設立状況について調査を行っており、都道府県においても、引き続き、当該調査への御協力をお願いする。
  
- また、当該法人制度については、平成27年9月15日の参議院厚生労働委員会において、法施行後5年を経過した場合に、地域医療構想達成のために有効に機能しているか等について、十分検討し必要な措置を講ずることとされている。そのため、設立されている法人の活動内容について当課から照会する場合もあるが、引き続き、御協力をお願いする。
  
- なお、病床機能の転換や複数医療機関の再編等について、具体の取組を進めていくことを目的として地域医療連携推進法人を立ち上げる場合、立ち上げ時に必要となる費用を、地域医療介護総合確保基金の対象経費とすることを可能としており（令和3年9月28日 医政地発0928第1号）、その有効かつ効率的な活用に御協力をお願いする。

# 地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



## 地域医療連携推進法人の設立事例(設立順)

令和4年1月1日現在

名称(認定日)	都道府県	連携推進区域 ※構想区域と一致の場合は構想区域名	参加法人【法人数】	主な参加施設 ○内は病床数	理念・運営方針 (医療連携推進方針より)
1 尾三会 (平成29年4月2日)	愛知	名古屋市ほか (7つの構想区域の一部)	【30】 ・学校法人 ・医療法人23 ・社会福祉法人4 ・公益財団法人1 ・医療生活協同組合	藤田医科大学病院(1,435) ほか19病院、診療所、老健、特養等	・広域での高度・専門医療の提供と、地域において切れ目ない医療・介護サービスを利用できるような高度急性期医療と地域包括ケアの連携モデルを構築し、地域医療構想の確実な実現に貢献する。
2 備北メディカルネットワーク (平成29年4月2日)	広島	備北	【4】 ・三次市 ・庄原市 ・三次地区医師会 ・日本赤十字社	市立三次中央病院(350) 庄原市立西城市民病院(54) 医師会立三次地区医療センター(150) 庄原赤十字病院(310)	・地域完結型医療の実現 ・安心かつ安全な医療提供体制の追求。 ・医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりの追求。 ・医療機関の安定的経営の追求。
3 アンマ (平成29年4月2日)	鹿児島	瀬戸内町 宇検村 (奄美構想区域の一部)	【4】 ・瀬戸内町 ・宇検村 ・医療法人 ・医療生活協同組合	瀬戸内町へき地診療所(19) 馨和会いずばら医院(19) ほか診療所、老健等	・奄美大島南部町村において、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築の実現を目指す。
4 はりま姫路総合医療センター整備推進機構 (平成29年4月3日)	兵庫	播磨姫路	【2】 ・兵庫県 ・社会医療法人	兵庫県立姫路循環器病センター(350) 馨和会いずばら医院(19) 社会医療法人製鉄記念広畑病院(392)	・両病院の統合までの間、両病院相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、統合を円滑に行い、医療圏に社会医療法人製鉄記念広畑病院において質の高い効率的な医療提供体制の確保を目的とする。
5 日本海ヘルスケアネット (平成30年4月1日)	山形	庄内	【9】 ・地方独法 ・地区医師会 ・地区歯科医師会 ・地区薬剤師会 ・医療法人3 ・社会福祉法人2	日本海総合病院(646) 日本海酒田リハ病院(114) 健友会本間病院(154) 山容会山容病院(220) ほか診療所、老健、特養等	・庄内地域で急速に進む少子高齢化、過疎化の中で、県が進める地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムのモデルを構築し、医療、介護、福祉等の切れ目ないサービスの継続的・安定的な提供を目指す。
6 医療戦略研究所 (平成30年4月1日)	福島	いわき	【4】 ・医療法人2 ・社会医療法人1 ・社会福祉法人	正風会石井脳外科眼科(48) 容雅会中村病院(134) ほか診療所、老健等	・当法人は、充実した医療介護をあまねく提供することが困難な時代において、医療介護の有機な地域連携を実現するための組織の設立・運営・経営戦略に関する学術的な検討及び助言指導を行うことにより、医療介護福祉の発展向上に資することを目的とする。
7 房総メディカルアライアンス (平成30年12月1日)	千葉	安房	【2】 ・南房総市 ・社会福祉法人	富山国保病院(51) 太陽会安房地域医療センター(149)	・急性期医療、リハビリテーション、介護、在宅等に途切れない地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域の基幹病院の連携モデルを目指すことにより、地域医療構想の実現に寄与する。

	名称 (認定日)	都道府県	連携推進区域 ※構想区域と一致の場合 は構想区域名	参加法人【法人数】	主な参加施設 (○内は病床数)	理念・運営方針 (医療連携推進方針より)
8	さがみメディカルパートナーズ (平成31年4月1日)	神奈川	県央	【5】 ・社会医療法人 ・医療法人3 ・社会福祉法人	海老名総合病院(469) 神愛会オアシス病院(158) ほか診療所、老健、特養等	・持続可能かつ地域完結型の医療介護サービス体制の充実により地域に貢献する。 ・救急医療の強化とともに、医療圏内のがん診療体制の充実を図る。 ・患者・利用者の受入体制の一元化を実現させる。
9	日光ヘルスケアネット (平成31年4月1日)	栃木	日光市 (東西構想区域の一部)	【9】 ・日光市 ・医療法人6 ・学校法人 ・公益社団法人	獨協医科大日光医療センター(199) ほか市内全8病院、市立診療所、老健等	・日光市で急速に進む人口減少、少子高齢化の中で、市内の医療機関が一体となって継続的かつ安定的な医療提供体制の維持・確保を図る。 ・地域医療構想の実現、地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
10	滋賀高島 (平成31年4月1日)	滋賀	湖西	【4】 ・高島市 ・医療法人2 ・一般財団法人	高島市民病院(210) マキノ病院(120) 近江愛隣園今津病院(80) ほか診療所	・地域包括ケアシステムのモデルを構築するとともに、地域医療構想の実現を図り、地域完結型医療の実現を目指す。
11	江津メディカルネットワーク (令和元年6月1日)	島根	江津市 (浜田構想区域の一部)	【3】 ・済生会 ・医療法人 ・市医師会	済生会江津総合病院(220) ほか診療所、老健、特養等	・済生会江津総合病院と地域の診療所等との機能分担、業務連携を推進し、効率的な医療提供体制を確保するとともに、地域医療構想の実現を図る。
12	北河内メディカルネットワーク (令和元年6月12日)	大阪	北河内	【11】 ・社会医療法人 ・医療法人9 ・学校法人	関西医科大附属病院(751)ほか15病院	・北河内医療圏における医療機関の機能分担と相互連携を推進する。 ・質の高い医療介護サービスを提供し、地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
13	弘道会ヘルスネットワーク (令和元年6月12日)	大阪	守口市 門真市 寝屋川市 (北河内構想区域の一部)	【3】 ・社会医療法人 ・医療法人 ・社会福祉法人	弘道会守口生野記念病院(199) ほか2病院、診療所、老健等	・医療施設の信頼向上、相互の機能分化、連携の推進 ・安心で安全な医療、介護、福祉の環境実現 ・医療機関、介護施設の資質と信頼の向上 ・地域医療構想、地域包括ケアシステムの実現による地域社会への貢献
14	ふくしま浜通りメディカル・アソシエーション (令和元年10月1日)	福島	相双 いわき	【2】 ・医療法人 ・公益財団法人	茶畑会相馬中央病院(97) ときわ会常磐病院(240) ほか診療所、老健等	・東日本大震災の影響が依然として残る福島県浜通り地区(相双・いわき医療圏)の地域住民に対して、透析医療を支える人材確保を念頭に、透析技術の標準化による質の向上を目指す連携モデルを構築することで、切れ目なく適切な医療介護サービスを提供し、福島県地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。
15	桃の花メディカルネットワーク (令和元年11月29日)	茨城	古河 板東	【2】 ・医療法人2	啓山会山中医院(10) つるみ脳外科 霧見脳神経外科(19)	・参加法人間の業務連携により効率的で持続可能な経営環境を実現する。 ・参加医療機関相互間の機能分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することによって地域医療構想の達成に貢献する。

	名称 (認定日)	都道府県	連携推進区域 ※構想区域と一致の場合 は構想区域名	参加法人【法人数】	主な参加施設 (○内は病床数)	理念・運営方針 (医療連携推進方針より)
16	清水令和会 (令和2年3月31日)	高知	土佐清水市 (播磨構想区域の一部)	【3】 ・医療法人2	渭南病院(105) 松谷病院(54) ほか診療所	・住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を具現化し、地域医療構想の各日な実現に寄与する。
17	県北西部地域医療ネット (令和2年4月1日)	岐阜	郡上市 高山市 白川村 (中濃構想区域、 飛騨構想区域の一部)	【3】 ・郡上市 ・高山市 ・白川村	県北西部地域医療センター国保 白鳥病院(46) ほか診療所、老健	・少子高齢化が進む中山間地域である岐阜県北西部地域において、プライマリ・ケアを中心とした地域完結型の保健医療福祉介護を提供する ・地域に根ざした地域包括ケアシステムの構築に寄与し、「目の前の人、目の前の地域のQOL(生活の質)を支える」。
18	湖南メディカル・コンソーシアム (令和2年4月1日)	滋賀	大津市 草津市 栗東市 守山市 野洲市 (大津構想区域、 湖南構想区域の一部)	【20】 ・医療法人16 ・社会福祉法人3 ・NPO法人1	・琵琶湖養育院病院(154) ・南草津病院(137) ・草津総合病院(420)	・地域医療構想と地域包括ケアシステムの 実現を目指し、切れ目のない医療・介護サービスを将来にわたって安定的に提供する。
19	南檜山メディカルネットワーク (令和2年9月1日)	北海道	南檜山	【8】 ・北海道 ・江差町 ・上ノ国町 ・厚沢部町 ・乙部町 ・奥尻町 ・医療法人2	北海道立江差病院(198) 厚沢部町国民健康保険病院(69) 乙部町国民健康保険病院(62) 奥尻町国民健康保険病院(54) ほか診療所	・人口減少と高齢化が急速に進行する中においても、限られた医療資源を効果的かつ効率的に活用しながら、相互間の機能分担及び業務連携を進め、地域で必要な医療・介護サービスを受け続けられる体制を構築する。
20	上川北部医療連携推進機構 (令和2年9月1日)	北海道	上川北部	【2】 名寄市 士別市	名寄市立総合病院(359) 士別市立病院(148)	・上川北部地域において急速に進む少子高齢化、過疎化の状況の中で、地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムの実現に寄与するため、急性期から慢性期までの医療を安定的に提供する。
21	高知メディカルアライアンス (令和2年12月28日)	高知	中央	【3】 社会医療法人1 医療法人2	・近森病院(512) ・近森リハビリテーション病院(180) ・近森オソルソリハビリテーション病院(100)	・中央医療圏において、人口減少と少子高齢化に伴い、医師の高齢化や専門医の減少により医療機関の廃院等が生じ、地域医療が大きく変わろうとしている。 ・そのため、参加病院間の病床及び診療科の再編成や医療従事者の研修、人事交流、医薬品や医療機器等の共同購入等により、診療機能の集約化と連携を強力に推進し、質の高い効率的な医療提供体制を構築する。
22	佐賀東部メディカルアライアンス (令和3年1月29日)	佐賀	東部	【5】 ・医療法人4 ・社会福祉法人1	・如水会今村病院(248) ・田原外科胃腸科医院(0) ・健裕会古賀内科医院(19) ・鵬之風のいち医院(0) ・富原医院(19) ・介護老人保健施設夢の里	・佐賀県東部地域において進む少子高齢化の中で、地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムを構築し、医療・介護・福祉等の切れ目のないサービスを将来にわたって安定的に提供する。

名称 (認定日)	都道府県	連携推進区域 ※構想区域と一致の場合 は構想区域名	参加法人【法人数】	主な参加施設 ( )内は病床数	理念・運営方針 (医療連携推進方針より)
23 上十三まるごとネット (令和3年3月29日)	青森	上十三	【2】 ・十和田市1 ・三沢市	・十和田市立中央病院(369) ・三沢市立三沢病院(220)	・急速に進む人口減少や少子高齢化を見据え、地域住民の命を見守り、支え、繋いでいくために医療機関等が協力して役割を担い、温かみのある質の高い医療の提供に努めるとともに、地域包括ケアシステムをより一層充実させていく。
24 岡山救急メディカルネットワーク (令和3年3月30日)	岡山	県南東部 久米南町 美咲町	【2】 ・社会医療法人1 ・医療法人1	・心臓病センター榊原病院(297) ・岡山東部脳神経外科病院(38)	・少子高齢化が急速に進む中、住み慣れた地域で安心して末永く暮らせることのできるよう、医療機関相互の業務連携を推進し、良質かつ適切な救急医療及び診療体制を充実させ、持続可能で安定的な医療サービスの提供の実現を目指す。
25 川西・猪名川地域ヘルスケアネットワーク (令和3年4月1日)	兵庫	川西市	【9】 ・川西市 ・猪名川町 ・川西市医師会 ・川西市歯科医師会 ・川西市薬剤師会 ・医療法人4	・市立川西病院(250) ・今井病院(111) ・協立温泉病院(465) ・協立病院(313) ・第二協立病院(425) ・ペリタス病院(199) ・生駒病院(198)	・医療連携推進方針に基づき、市立川西病院移転後においても、川西・猪名川地域の医療提供体制を将来にわたり効果的に維持することにより、阪神医療圏における地域医療の充実に貢献する。 また、阪神北部圏域という地理的条件のなかで、隣接する他圏域との連携を図りながら、川西・猪名川地域における医療機関相互間の機能分担、連携を進め、質の高い医療を効果的に提供する。
26 ふじのくに 社会健康医療連合 (令和3年4月7日)	静岡	静岡市	【2】 ・独法(JCHO) ・地方独法	・JCHO桜ヶ丘病院(199) ・静岡県立総合病院(712)	・医師の交流や優秀な人材の育成等により、静岡県が進める地域医療構想の実現を図り、安心安全の地域医療を将来にわたって安定的に確保することを目指す。
27 一般社団法人泉州北部 メディカルネットワーク (令和3年6月11日)	大阪	泉州 (泉大津市、和泉市)	【2】 ・泉大津市1 ・社会医療法人1	・泉大津市立病院(230) ・府中病院(380)	泉州北部における将来の医療需要を見据えた持続可能な医療提供体制を構築するため、泉大津市立病院と府中病院の病床機能再編と連携強化(職種別・階層別の人事交流、法人内における給食・配食サービスの一元化、災害時等の医療提供体制の整備、各種研修会・勉強会の共同開催等)に取組み、大阪府地域医療構想の確実な実現に貢献する。
28 一般社団法人雲南市・ 奥出雲町地域医療ネット ワーク (令和3年6月16日)	島根	雲南	【2】 ・雲南市 ・奥出雲町	・雲南市立病院(281) ・町立奥出雲病院(98)	・医療提供体制の機能分担及び業務の連携を推進し、雲南市及び奥出雲町において良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保し、住民が安心して暮らせるまちをつくる。 ・安全かつ安心な医療提供体制、医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくり及び参加法人の安定的経営を追求し、地域包括ケアシステムの推進に寄与する。

名称 (認定日)	都道府県	連携推進区域 ※構想区域と一致の場合 は構想区域名	参加法人【法人数】	主な参加施設 ( )内は病床数	理念・運営方針 (医療連携推進方針より)
29 静岡県東部メディカル ネットワーク (令和3年9月9日)	静岡	駿東東方医療圏	【4】 ・学校法人1 ・厚生連1 ・医療法人2	・順天堂大学医学部附属静岡病院(577) ・JA静岡厚生連リハビリテーション 中伊豆温泉病院(285) ・長岡リハビリテーション病院(54) ・医療法人社団慈広会記念病院 (176)	・人口減少、高齢化、過疎化が進む中で、静岡県東部に於いて継続的かつ安定的な医療提供が行われるよう地域の医療機関が一体となって医療提供体制の維持及び確保を図る。 ・参加法人が相互に機能(診療機能、病床規模)の適正化を図り、各種の業務連携を進め、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。
30 横浜医療連携 ネットワーク (令和3年12月22日)	神奈川	横浜医療圏	【4】 ・医療法人4	・大口東総合病院(162) ・湘南泉病院(156) ・新中川病院(152) ・横浜ほうゆう病院(215) ・長田病院(97) ・市ヶ尾病院(118) ・港北病院(210)	・横浜医療圏において持続可能で質の高い効率的で効果的な医療提供体制を確保するために、地域医療構想及び地域包括ケアシステムの構築の実現に寄与することを目的とする。 ・今後ますます厳しくなる横浜医療圏の医療機関を中心に連携を強化することで、医療機能を相互に補完しながら、資源の確保や効率的な活用を共同で考え、経営面での底上げを図る。 ・医療連携推進事業等を実施することにより、地域医療連携の効率化や、医療従事者の負担軽減を図り、医療サービスの質向上をはかる。さらに、2040年の医療需要や医療提供体制など将来を見据えた医療に関する課題に対応する。